

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第37号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和40年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(営業保証金の取戻し公告済の届出)</p> <p>第8条 法務・建設省令第8条第3項の規定による営業保証金の取戻しのための公告をしたときの届出は、営業保証金の取戻しの公告済届（様式第7号）を提出して行わなければならない。</p> <p>(営業保証金の取戻しのための証明書の交付請求)</p> <p>第9条 法務・建設省令第9条第1項又は第2項の規定による証明書の交付請求は、それぞれ債権の申出がない旨の証明願（様式第8号又は様式第9号）又は申出債権総額証明願（様式第10号）を提出して行わなければならない。</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名（法人にあつては、代表者の氏名） ㊟</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名（法人にあつては、代表者の氏名） ㊟</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>[略]</p> <p>宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項（第2項）の規定により営業保証金の取戻しのための公告をしたので、同条第3項の規定により、登載官報を添えて、届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>[略]</p> <p>次の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項第3号の規定による申出書が、岩手県知事に提出されなかったことを証明願います。</p> <p>[略]</p>	<p>(営業保証金の取戻し公告済の届出)</p> <p>第8条 法務・建設省令第7条第3項の規定による営業保証金の取戻しのための公告をしたときの届出は、営業保証金の取戻しの公告済届（様式第7号）を提出して行わなければならない。</p> <p>(営業保証金の取戻しのための証明書の交付請求)</p> <p>第9条 法務・建設省令第8条第1項又は第2項の規定による証明書の交付請求は、それぞれ債権の申出がない旨の証明願（様式第8号又は様式第9号）又は申出債権総額証明願（様式第10号）を提出して行わなければならない。</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名（法人にあつては、代表者の氏名）</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名（法人にあつては、代表者の氏名）</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名</p> <p>[略]</p> <p>宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第1項（第2項）の規定により営業保証金の取戻しのための公告をしたので、同条第3項の規定により、登載官報を添えて、届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名</p> <p>[略]</p> <p>次の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第1項第3号の規定による申出書が、岩手県知事に提出されなかったことを証明願います。</p> <p>[略]</p>

様式第9号（第9条関係）

[略]

氏名 ㊦

[略]

次の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第2項第3号の規定による申出書が、岩手県知事に提出されなかったことを証明願います。

[略]

様式第10号（第9条関係）

[略]

氏名 ㊦

[略]

次の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第9条第2項の規定に基づく申出に係る債権の総額を証明願います。

[略]

様式第11号（第10条関係）

[略]

[略]

代表者氏名 ㊦

[略]

[略]

様式第9号（第9条関係）

[略]

氏名

[略]

次の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第2項第3号の規定による申出書が、岩手県知事に提出されなかったことを証明願います。

[略]

様式第10号（第9条関係）

[略]

氏名

[略]

次の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第2項の規定に基づく申出に係る債権の総額を証明願います。

[略]

様式第11号（第10条関係）

[略]

[略]

代表者氏名

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の宅地建物取引業法施行細則に規定する様式は、この規則の施行の日以後に提出する届等又は交付する説明書について適用し、同日前に提出した届等又は交付した説明書については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の宅地建物取引業法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。